

湯川村新型コロナウイルス感染症への今後の対応方針

令和2年3月2日

令和2年3月9日 改正

令和2年4月20日 改正

1 現在の状況

4月16日政府は、全都道府県に緊急事態宣言を発令し、期間は5月6日までとなった。

村内において、現時点で感染者は確認されていない。

複数地域で感染経路が明らかでない患者の発生や小規模集団での感染が把握されており、国内での流行を抑える上で重要な時期となっている。

2 今後の対応方針

村内での健康被害を最小限に抑える上で極めて重要な時期である。

国内の発生状況から、感染拡大予防を徹底し患者の増加のスピードを可能な限り抑制する。

○主な取り組み

《村で行うこと》

- ・ 接触機会の最低7割、極力8割低減するため、不要不急の帰省や旅行など村外への移動自粛の周知
- ・ 正確でわかりやすい情報提供の徹底
- ・ 公共施設の使用制限
- ・ 高齢者施設等における施設内感染予防対策の徹底
- ・ 必要不可欠な会合等を除き、イベント、行事は開催の縮小や延期の周知
- ・ 咳エチケットや手洗いの徹底や発熱等症状がある方の外出自粛等の周知
- ・ 保健センターにおける相談対応
- ・ 関係団体、関係機関等との連携による感染拡大防止

《村民が行うこと》

- ・ 咳エチケットや手洗いを始めとした基本的な感染症対策を徹底する。
- ・ 「密閉空間」「密集場所」「密接場面」の三つの密を避ける。
- ・ 5月6日までの間、不要不急の外出の自粛をする。また、村外への不要不急の外出を自粛する。
- ・ 家族以外の多人数での会食を避ける。
- ・ 特別警戒都道府県から転入されたら、感染拡大防止の観点から、2週間は不要不急の外出を控え、少しでも症状があれば「帰国者・接触者相談センター」に連絡する。
- ・ 新型コロナウイルスの陽性となった方やその関係者に対する差別や偏見はしない。

今後、村内で感染者が確認された場合には、国、県の方針を踏まえ関係機関と早急に調整を実施対応する。